

会議名称		平成16年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成16年12月24日(金) 15時～17時15分	
場所		杉並区役所 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 澤海委員 高橋委員 夏目委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 河津委員 鈴木委員 藤本委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 [18名]	
	実施機関	手島介護保険課長、佐々木区民課長、岩崎課税課長、内藤納税課長、土屋国民健康保険課長、南雲障害者施設課長、清水高齢者施策課長、馬場学校運営課長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長、和久井副参事、藤本管理担当係長、塩畑開発担当係長、伊部開発担当係長、村野主査 [法規担当課・総務課] 牧島法規担当課長 大井情報公開係長	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	・平成16年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成16年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項	
	当日	・会議次第 ・電子申請関係資料 ・個人情報保護法とは[内閣府国民生活局パンフレット]	
次第	1 平成16年度第3回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の登録について(修正)	報告	3 3
	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の外部委託について	諮問	3 1
	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の外部結合について	諮問	3 2
	介護保険給付に関する業務の登録について(修正)	報告	3 4
	介護保険給付に関する業務の外部委託について	諮問	3 3
	介護保険給付に関する業務の外部結合について	諮問	3 4
	電子申請システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問	3 5
	住民基本台帳事務処理システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問	3 6
	住民基本台帳補完処理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問	3 7
	住民税(個人分)システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問	3 8
	滞納整理システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問	3 9
	証明書自動交付システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問	4 0

	特別区民税・都民税賦課徴収に関する業務の外部委託について	諮問 4 1
	国民健康保険給付システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 4 2
	国民健康保険システムに記録する個人情報項目について(修正)	諮問 4 3
	身体障害者通所施設ボランティアに関する業務、知的障害者更生施設ボランティアに関する業務及び知的障害者授産施設ボランティアに関する業務の登録について(修正)	報告 3 5
	福祉ボランティア登録・検索システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 4 4
	施設利用者台帳システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 4 5
	高齢者のための起業・就業支援に関する業務の登録について(新規)	報告 3 6
	高齢者のための起業・就業支援に関する業務の外部委託について	諮問 4 6
	教育指導に関する業務の外部委託について	諮問 4 7
	杉並区立学校図書館業務処理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 4 8
審 議 結 果	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の登録について(修正)	報告了承
	介護保険給付に関する業務の登録について(修正)	
	身体障害者通所施設ボランティアに関する業務、知的障害者更生施設ボランティアに関する業務及び知的障害者授産施設ボランティアに関する業務の登録について(修正)	
	高齢者のための起業・就業支援に関する業務の登録について(新規)	
	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の外部委託について	答申
	講演会・講習会・施設見学会に関する業務の外部結合について	
	介護保険給付に関する業務の外部委託について	
	介護保険給付に関する業務の外部結合について	
	電子申請システムに記録する個人情報項目について(新規)	
	住民基本台帳事務処理システムに記録する個人情報項目について(修正)	
	住民基本台帳補完処理システムに記録する個人情報項目について(新規)	
	住民税(個人分)システムに記録する個人情報項目について(修正)	
	滞納整理システムに記録する個人情報項目について(修正)	
	証明書自動交付システムに記録する個人情報項目について(修正)	
	特別区民税・都民税賦課徴収に関する業務の外部委託について	
	国民健康保険給付システムに記録する個人情報項目について(新規)	
	国民健康保険システムに記録する個人情報項目について(修正)	
	福祉ボランティア登録・検索システムに記録する個人情報項目について(新規)	
	施設利用者台帳システムに記録する個人情報項目について(新規)	
	高齢者のための起業・就業支援に関する業務の外部委託について	
教育指導に関する業務の外部委託について		
杉並区立学校図書館業務処理システムに記録する個人情報項目について(新規)		

会 長	定刻になりましたので、平成 16 年度第 4 回の審議会を開会いたします。欠席の委員について事務局からお願いします。
区長室長	本日は長津委員、佐々木（浩）委員がご欠席、門脇委員と河津委員は遅れてのご出席との連絡をいただいています。
会 長	議題に入ります。最初に会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件についての審議に入ります。最初に平成 16 年度第 3 回会議録ですが、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。
（意見なし）	
会 長	特にないようですので、平成 16 年度第 3 回会議録は確定とさせていただきます。本日の報告・諮問事項についての審議に入ります。
（区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長へ手渡し）	
報告第 33 号、諮問第 31 号、諮問第 32 号、報告第 34 号、諮問第 33 号、諮問第 34 号、諮問第 35 号	
会 長	それでは、報告 33 号、諮問 31 号、諮問 32 号、報告 34 号、諮問 33 号、諮問 34 号、諮問 35 号について、一括して事務局からお願いします。
政策経営部副参事	報告 33・34 号、諮問 31 から 35 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問等はございますか。
委 員	2 頁の個人情報登録票に「内心等の情報」という項目がありますが、内心の情報は収集してはいけないのではないのでしょうか。これは杉並区独自のフォーマットのつくり方なのか、それとも共同でサーバを利用するということから、23 区共通のフォーマットなのでしょうか。
法規担当課長	登録票の様式がこのようになっていて、個人情報の記録の内容を性質によって 5 つに分類した表題を記載しています。今回の講演会・講習会・施設見学会等で収集する記録の内容で、内心等に該当する情報はございません。
委 員	ご説明はわかっているつもりです。しかし、そもそも、原則的に内心の情報は収集してはいけないものではないかと私は考えているのですが。
法規担当課長	センシティブ情報の収集は原則禁止されていますが、法令等で認められる場合があるので、その場合にはこちらに記載されることとなります。
委 員	この前アナログ世代のことを話したのですが、講演会・講習会・施設見学会の電子申請が始まる場合、アナログ世代は申込みが始まってから家を出かけて行く形になるわけです。電子申請の場合は、例えば 9 時に申込みを開始したら、9 時に届くわけです。そういう場合は、参加者の申込みについて先着順という規定を外さないと、電子申請の申請者だけであつという間に埋まってしまって、アナログの人たちは 9 時に窓口に着いたとしても遅れてしまうことがあると思います。その辺はどう考えているのでしょうか。
政策経営部副参事	電子申請で申込みをすると、確かに電子申請のほうが早く着いてしまうこともあって、基本的に先着順というカテゴリーでは電子申請を使わない予定です。いま往復葉書などで抽選しているものに、電子申請による希望申込みができるような形で、抽選をする際にはそれを集めていままでもどおり抽選する形で考えています。
委 員	いまのことに関連して質問です。私の知り合いが、施設を借りて、必要がなくなったので産業館という施設に断りに行ったら、ここでは申込みの

	解除ができないから、タッチパネルのある所に行ってくれと言われて、地域センターかどこかに行かなければならなかったのだそうです。わざわざまたどこかへ行かないと手続きができないというのは、とても面倒なことではないのでしょうか。どのように改善されるのでしょうか。
政策経営部副参事	いわゆる公共施設、区の施設の予約システムの話だと思うのですが、そのような状況がいまあることを私も聞いておりませんので、善処するということで対応させていただければと思います。
委 員	同じく2頁なのですが、財産等の情報のところに、「収入の状況」や「税額等の状況」という項目があります。社会活動等の情報というフォーマットにも「学歴・経歴」という項目がありますが、これはなぜ必要なのでしょうか。
法規担当課長	この業務は講演会・講習会・施設見学会等という業務について、基本的に参加希望者の情報を収集するというので、ここに掲載しています。各課共通ということで、区ではさまざまな講演会・講習会・施設見学会等に類する業務を行っていますので、どの講演会についてどのような内容を収集するかは具体的に申し上げることはできませんが、申込みの条件や資格に、そういうものが必要という場合もあり得ることから、項目として載せているものです。
委 員	収入や税額が必要な参加申込条件というのはちょっとわからないのですが。
法規担当課長	資料を持ちあわせていないため、いま具体的にお答えすることができませんが、調べて次回にもお答えできればと思います。
委 員	<p>第2回でいただいた諮問第17号資料を読み返していたら、2頁の「個人情報保護対策、セキュリティ対策」という項目で、1番に「業務委託契約に、個人情報の保護、秘密保持の監査、損害賠償等を明記する」という項目があります。明記した契約書か、その案を確認させていただきたいと思います。</p> <p>2番目に、「参加自治体、協議会、委託事業者の3者が、統一的な視点で情報安全保護を行うよう、セキュリティポリシーを定め、3者に有識者を加えたセキュリティ委員会を設置し、適切な情報セキュリティ対策を実施する」という項目ですが、セキュリティ委員会のメンバーや、どんな審議をなさったのかの内容、いつ設置をして活動を始めたかの資料を出していただきたいと思います。</p> <p>3番目に「関係職員に対するセキュリティ教育・訓練、定期的な内部及び外部監査の実施を行う」とありますが、この実施したことについての実績をお示しいただきたいと思います。</p>
政策経営部副参事	<p>いま手元には資料を全て持ちあわせておりませんので、口頭でお答えし、不足の部分は資料を提出させていただきたいと思います。</p> <p>第1点目の業務委託契約については、すでに締結しておりますので、契約書をお示しすることは可能だと思います。2点目のセキュリティ委員会のことですが、11月に入ってから第1回のセキュリティ委員会を設置しています。メンバーは、東京都のIT推進室長の木谷部長が委員長になっていて、葛飾区の課長と、小金井市の課長が副会長になっています。私もメンバーの1人になっていて、合計6名だったと思います。そこに第三者的</p>

	<p>に運営事業者等が入っていて、有識者はどなたが入ったのかは確認しておりません。メンバーはあとでお渡しできると思います。</p> <p>外部監査については、運営事業者のほかに調査委託会社に監査を委託しています。ただ、システム自体が全て出来上がっているわけではありませんので、監査をしている途中の状況です。あとは資料でお示したほうがいいですか。</p>
委 員	はい。
政策経営部副参事	わかりました。別途調整させていただきます。
委 員	<p>同じく前々回にいただいた資料で、アクセス制御の項目で、どういうふうに区民側に説明するのかというところを具体的に教えていただきたいと思います。それから、共同運営センターをつくるということですが、共同運営センターというのは企業の中にできるのか、23区が共同で都庁などの共同の施設の中につくるのでしょうか。</p> <p>それから、前回質問したときに、「住基ネットよりもさらに安全策を施したシステムである」とご説明をいただいたのですが、これについてもう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。</p>
政策経営部副参事	<p>まず1点目の、区民側からの共同運営センターへの申請の方法ですが、一般のインターネット回線を使用します。そこでSSL等を暗号化して、ほかから見られないような措置を講じた上で、インターネット回線を通して流します。住民側にも共同運営センターのほうに、住所、氏名、電子メールなどを登録いただいて、IDパスワードをお渡しする形になります。これは厳密な本人確認はありませんが、一応入力していただいて、メールで確認させていただくものを予定しています。</p> <p>共同運営センターの話ですが、7月の資料の2頁のいちばん上に、委託先として、代表企業NTTコミュニケーションズ、日本電気、トランスコスモスとあって、これが委託先で、実質的にこのセンターを運営していただきます。運営の主体としては、共同運営協議会という、東京都以下、都内に自治体が55団体ありますが、そこで協議会を発足して、業務内容、セキュリティなどを詰めて、運営をしていこうという形になっています。</p> <p>3点目の「住基ネットよりも強固だ」ということについてですが、前回、LGWAN回線は共同運営センターから区へ来る回線が、自治体を結んでいる専用回線を利用するという話で、セキュリティは保たれていて、ほかから入ることはできない閉じたネットワークだというご説明をいたしました。住基ネットは自治体間の直接の通信ができる形になっています。そこには暗号化など別のセキュリティがかけてあります。このLGWAN回線というのは、逆に市町村間の横のつながりができません。都道府県のデータセンターを1回通さないとできないような形で、何かあれば全部そこへチェックがかかるセキュリティになっているので、どちらがより強固かという話になると、なかなか比較が難しい話だと思います。</p>
委 員	このLGWAN回線を使った共同運営センターからの電子申請というのは、今回が初めてなのでしょうか、これからこの14業務以外にも拡大していく予定があるのでしょうか。
政策経営部副参事	今回1月からLGWAN回線を使って共同運営で行うのは、この2つの業務が初めてです。今後区民の利便性等を考慮して増やしていきたいと考え

	ています。
委員	介護保険の申請のときに、ペーパーで出される方もたくさんいると思うのですが、ペーパーで出されたものをインプットする作業はどなたがやるのでしょうか。
政策経営部副参事	この電子申請は申請を受けるまでを共同運営で、その後の審査や内容の通知の作成、届出を受けての確認などは、全て行政側で行います。例えば、介護保険で届出が出てきたら、区側で LGWAN 回線を使って取り込んで、紙かフロッピーかで区のシステムの中にデータを取り入れて処理を進めていきます。事業者が何らかの処理をして、そのまま区民に返すことはございません。
会長	よろしいですか。
委員	意見を言ってもいいですか。諮問 31 号の電子申請についてですが、私が所属します杉女連では介護支援事業をしている団体もいくつかあります。
会長	諮問 31 号ですか。
委員	諮問 33 号についてですが。
会長	介護保険給付の外部委託ですね。
委員	諮問 33 号についてはまだですか。
会長	いや、いま全部で、諮問 35 号までです。
委員	諮問 33 号、34 号「介護保険に関する業務の外部委託、外部結合について」のところで意見を申し上げたいと思います。杉女連では介護支援事業をしている NPO など、法人がいくつかあって、そこからの声なのですが、インターネットを通じて業務をやるようになると、ヘルパーがヘルパー業務よりもこっちの事務に手を取られてしまって、実際のヘルパーの作業時間が減ってしまうという苦情が来ています。ですから、インターネットの普及率はまだ低いですし、そう慌てて電子申請に切り替える必要はないのではないかというのが、私のほうの意見です。
政策経営部副参事	現行の手続きの方式はそのまま残って、インターネットによる申請が 1 つ増えたという形ですので、いままでどおり届出ができることには変わりありません。
会長	報告 33 号、報告 34 号は報告を受けたことにして、諮問 31 号から諮問 35 号までは決定とさせていただきます。
諮問第 36 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号	
会長	次に諮問 36 号から諮問 41 号までの説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 36 号、諮問 37 号、諮問 38 号、諮問 39 号、諮問 40 号について説明。
法規担当課長	諮問 41 号について説明。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質問はございますか。
委員	9 頁の諮問 36 です。真ん中辺りに、「この事務は、開始当初、申請者の多くが近い将来住民基本台帳カードの利用となると想定して」というくだりがありますが、前任者に確認したところ、これは「住民基本台帳カードの利用となる、ということは想定していません」ということを、審議会で区側から言明していらっしゃるそうなのですが、その辺の経過をお示しい

	ただかないと、この諮問事項については審議できないのではないかと思います。いかがでしょうか。
法規担当課長	ちょっとお尋ねの意味がこちらでよく理解できませんので、確かな答えかどうかわかりませんが、当時の記録がございませんので、そういうことであったかもわかりません。すでに現在は、杉並区としては住基ネットについて、もうご存じのとおりの方針で意思決定をしておりますので、そのことが支障になって諮問ができないというのは、理解しかねるところです。
委員	ここに「開始当初」とありますよね。それで開始当初、このカードは身分証明書代わりに使えるということで、このカードを発行してもらった方には、住基ネットに接続するという説明はされていないわけですから、再度本人確認も必要になるだろうと思うのです。この資料ではちょっとあやふやですので、これで審議するようと言われても、記録が残っているわけですから、その辺をもう少しつまびらかに調べていただいて、これは再度諮問していただくのがいいのではないかと。すみません、意見まで言ってしまいますが、私としては差し戻しをお願いしたいと考えています。
会長	ただ、そうなると議論が審議会の枠外に出してしまうのではないのでしょうか。要するに諮問事項の説明、この諮問項目でいいかどうかということ、審議会としてはするわけで、いま言われたようなご意見だと、この制度それ自身、区民証の発行それ自体について云々ということになる。
委員	事実経過が正確でないと、審議はできないのではないのでしょうか。
会長	だから、いまの担当課長の説明でいくと、開始当初というところが引っかかると言われるわけですよ。
委員	そうです。住基ネットとは関係ないんだよ、という。広報で私も読みましたが、関係ない、身分証明書がない方が欲しいと言うので、区では発行しますという、広報にもそういう説明がありましたから。
会長	私が答えるのも変ですから、担当の方、いかがでしょうか。
区民課長	平成 14 年 10 月から、この区民証の発行を行っているわけですが、平成 14 年 8 月から住基ネットの第一次稼働が始まりました。その段階で、接続していないという中で、住基カードそのものは平成 15 年ということでしたが、あと区民の方々に、ここに書いてあるように運転免許証等を持たない方、それらの方について、本人の身分証明書になるようなものが欲しいという要望がございまして、現在、要綱を設置して区民証を発行しているところです。 ここで書いておりますのは、住基カードが発行されると、全国的な認知度が高いということで、そちらのほうがかなり利用されるのではないかと趣旨で書いております。 確かに区民証そのものの発行と住基カードの発行は全く別のものですが、現在住基カードを発行されている市区町村を見ると、身分証明書代わりにそちらを持たれる方も結構いらっしゃいまして、区民証の発行はある程度限定的なものになってくるだろう、という前提でこういう文章を書かせていただいています。
会長	ほかに質問はございますか。この件はそれでいいですか。
委員	私は納得できません。
会長	納得されるかどうかは別として、ほかにこの区民証に関する件について

	質問はございますか。
委 員	いま説明がありましたが、要するに区民証は発行するけれども、たぶん住基ネット、住基カードの交付が始まれば、そちらのほうにいくので、区民証の発行はそんなに多くは見込まないだろう、というふうに受け取っていたのですが、そういうことではなかったのですかね。
区民課長	そのような認識です。
委 員	区が2つ出して、何か支障があるのですか。私はそれがわからないのです。必要に応じて区民証のほうだけでいいですよと、こういう人もいるだろうし、住基カードを使う人もいるだろうし、使う人のそれぞれの用途に応じて使えばいいことではないかなと思うのですが。
区民課長	住基カードと区民証については、それぞれ別途の目的で出されるものですので、それぞれお取りになることは差し支えありません。
委 員	だからカードを出すときも、必要な事項だけ希望すれば、それでいいわけなのでしょう。
区民課長	はい。その方が、住基ネットが始まったとしても区民証でいいということであれば、区民証を申請していただければ結構です。
委 員	だからその区民証に、私はこれとこれだけ書いてほしいのだと、あとはいらぬよと言ったときには。
区民課長	区民証は様式が決まっていますので、一定の身分証明書ということで、その様式に従って出させていただいています。写真入りで、住所、氏名、生年月日、性別が記載されています。
委 員	いま、おっしゃったものが書いてあるということですね。
区民課長	はい。
委 員	それから、ここで身分証明書と言いますが、区役所に身分証明書を申請すると、あなたは禁治産者ではありませんよ、準禁治産者ではありませんよ、破産者ではありませんよと、こういう身分証明書が出てくるのですよね。
区民課長	一般的に身分証明書と言った場合は、そちらの証明書の交付になりますが、区民証はあくまでも、自分を証明するという手続きの際に、運転免許証など何もお持ちでない方のために発行させていただいているということです。
委 員	住基カードには写真が付かないのですね。
区民課長	住民基本台帳カードは写真付きのもの写真付きではないものと両タイプございます。本人の希望によって、写真付きタイプは当然発行されます。
会 長	ほかにありますか。区民証の件はよろしいですね。
委 員	15 頁の、記録の項目の 10 と 11 に、性別と続柄というのがございます。それから 23 と 24 に、更正理由、更正年月日とありますが、性別・続柄というのは税の徴収事務のために必要なものなのでしょうか。それから、更正という言葉の意味を教えてください。
課税課長	続柄等についてですが、申告書の様式として項目があります。その内容についてですが、例えば続柄に関して言えば、扶養を取る場合にどういう関係になるのかと、その続柄がわからないと関係が判定できないため、入っているということです。
会 長	それから、23、24 の更正理由と更正年月日ですね。
課税課長	次に、更正理由と更正年月日ですが、これは所得税で一度提出したけれ

	ども、間違いがあって、修正をする場合に更正という言葉を使います。
委 員	性別のところですが、確定申告用紙にその欄があるから、そのままインプットするということのご説明のようですが、必要がない情報は入れないほうがいいのではないかと思いますのですが、そういう考え方ではないのですか。
会 長	特定するために必要だということです。
課税課長	例えば寡婦（夫）控除のときなどに、男女が入っていないと判定・判断ができないということで、入っているものです。
委 員	わかりました。ありがとうございます。
会 長	ほかにございますか。
委 員	諮問 41 です。外部委託をして確定申告書の転写作業をするということですが、民間業者がこの作業をした場合に、大体いつまでと言うか、その年で終わればそれでそのデータを全部返還・返却ということなのか、いつぐらいまでそれを持つようなことになるのか、その辺のところを教えていただければと思います。
課税課長	これは全部委託ではなく、区内の 2 税務署にそれぞれ 4、5 名を派遣してもらい、いわゆる人を派遣するという委託でありまして、区の職員も毎日税務署に行き、その職員の指揮監督のもとで、その方々に作業をしてもらうものです。税務署内での作業ですので業者が持ち帰ることはありません。
法規担当課長	日々、区の所管課の職員が出向きまして、転写したものはその都度全ての情報を区に持ち帰ってまいりますので、派遣事業者の社員が持ち帰るといったことはございません。
委 員	わかりました。それと、もう 1 つ。諮問 38 ですが、株式の譲渡と先物取引のことで、平成 17 年度に住民税に関わる制度が変わるのだというお話だったのですが、先ほどここに書いてあるような説明だと、なかなか複雑でわかりづらいので、もう少しくだいてわかりやすく説明していただければありがたいと思います。
課税課長	平成 15 年度の税制改正で、一般に株を持っていて株の配当があり、配当の所得が出るのですが、株式等譲渡の場合は、株を売った場合に利益が出れば、それに対して税金がかかるのですが、いままでは申告していただいて、住民税でもって翌年に課税されていたのですが、自分で申告するという面倒という方もいるということで、証券会社のほうに特定口座を設けていただいて、その中で取引したものについては天引きをしますよと、所得税を含めてですね。いま 10%なのですが、天引きをした場合にはそれで一旦終わりますよと。その天引きしたものは配当割り。それから、その株式を譲渡する場合、都にいわゆる証券会社のほうで特別徴収したものを納めていただける制度が、今年から来ています。一旦そこで終わるのはそれでいいのですが、「いや、やっぱり自分はもう 1 回申告したいよ」という場合には、一旦税金が引かれていますから、都民税で引かれている部分を一旦控除して、もう 1 回税金を計算し直すと、そういう複雑な仕組みです。
委 員	それはいまあなたが言われているけれど、特定口座を今年の 12 月末日まで証券会社に株券を持って行って預けると、そこで簡易な方法をとるのか。

	あなたが言われるような、こういう申告をして、損したか得したかでもって自己計算でやるのか。そのように証券会社のほうでは、いま一生懸命宣伝していますよね。そのほうが楽ですよ。
課税課長	そうですね。
委員	そこで、簡略な方法で、あとは証券会社がやっけてあげますからご心配なくと、こういう方法をとっていると思うのです。
課税課長	そうです。
委員	そうすると、ここに来るのは「そういうことは俺は嫌だよ」と。株を預けた所で、自分で申告して、取引している額が多いから、損得をね。これは繰り越しがきくのでしょうか。
課税課長	そうです。
委員	繰り越しが3年ほどきくわけですよ。だから、たくさん取引する人は損したり得したりするから、それは簡略では困るよということをやると、こういう人たちのためのものですよと、こういうことですか。
課税課長	そうです。
委員	先ほど委員から質問があった内容ですが、諮問41のところ、いま確定申告書から区のほうで転写作業をされている、ということの報告がありましたが、一昨年ぐらいから確定申告書の書類が全部変わりましたよね。あれによって数字的なものは全部こちらに、自動的に来るということではないのですか。それと、転写するものはどんな範囲のことをやっておられるのかお聞きしたい。 それともう1点ですが、21頁の電算入力記録票です。これはいままでのものが全部使われていると思うのですが、26から30の間。これは全部、営業しておられる方たちが所得を申告するための金額が出ていますよね。所得というのはこのほかに給与所得というのがあると思うのですが、そういったことが記載されていないのはなぜなのでしょう。
情報システム課長	電算入力記録票の最後を見ていただくと114まであるのですが、今回は新たに諮問をさせていただいた113番、114番のところメインですので、21頁は30までになっていますが、この間の記載を省略している部分がございます。その中に、いまおっしゃったような給与所得ですとか、そういったものが入っています。 記録項目については全部付けたほうがよるしいのですが、かなりの枚数になるので諮問の対象外の部分は省略させていただいております。
委員	肝心なことが載っていないようなので、なぜ給与所得が載っていないのかなと思っていました。
情報システム課長	申し訳ございません。
課税課長	先ほどの確定申告書のご質問ですが、これは複写式になっており、表が税務署に残り、2枚目が区民税分となっています。それをまず切り離し、いろいろ添付してある書類の中から区民税の賦課に必要なものだけコピーしてやるということをやっております。
委員	24頁の外部委託という諮問41ですが、「暮らし向き」というのはどういうことを指しますか。
課税課長	端的に言いますと所得ですので、所得がはっきりしない方は、どういったことで生活をしているですか、という内容です。

委 員	いや、通常「暮らし向き」と言えば、あの人は裕福な暮らしをしているとかね。それならば、ここで税額だとか所得が出てきているのだから、わざわざ収集しなくてもいいのではないかと、という感じもするのです。もっと別のことを言うのであれば、話は別ですよ。夫婦仲良く暮らしているとか、そういうのなら話は別ですが。
課税課長	例えば所得がない方でも、一定の生活をしているわけですから、「では、どういったことで生活していますか」と。例えば仕送りを受けて生活していた。というような内容です。
委 員	だから、そういうことでやるのか。一定の基準を課税課のほうで平均的なグラフでもって平均的な人は、この収入までが平均的な生活ができますよ。それ以下の収入は、というような一定のラインがあって、そういう判断のもとに、この線から下の人は暮らし向きがあまりよくない、ということをするのか。何かそこら辺があるのか、という感じを。
課税課長	そういった意味ではなくて、生活は「どういったことで生活していますか」と。生活には一定のお金がかかるわけですから、それが何もないといった場合には、どういう内容ですかと。例えば仕送りを受けていると、そういったことを参考までに記載していただいているということです。
会 長	説明を聞くと、余計わからなくなってきたのですが、9の資産というのがありますよね。
課税課長	一般的にはもちろん、所得がはっきりしていればいいのですが、例えば非課税証明を発行するためには所得がはっきりわからないと駄目なので、「では、どういったことで生活しているのですか」というようなことで、記載してもらっています。
会 長	9に資産があって、10に収入があって、11に所得があるでしょう。資産と言うと、例えばどこに不動産がありますとか、現在住んでいる家は自分のものだという。
課税課長	そうです。そういうことですね。
会 長	収入というのは、月給がありますとか、年金があるということですか。11番の所得というのと、所得控除額なんて、そんな細かくまで。
課税課長	この資産の場合には、確定申告そのものにはないのですが、添付資料の中に、どういう資産を売ったのか、例えば土地を売ったのか、土地付き、家付きを売ったのか、そういったことが添付資料の中にあるのですが、これはそれを含めて資産という表現をしております。
委 員	そうではなくて、委託にかかる個人情報項目でしょう。
課税課長	ええ。ですから、確定申告書の添付資料の中に記載があるので、当然この作業を委託するので、その委託の業者の方も添付資料を見る機会があり、ここに入っているということです。
委 員	課長が言われる資産というのは、例えば申告したときに、不動産をその年に売った人がいて、譲渡所得がある人なので、確定申告の一部なのであって、その人が銀行にいくら預金があるという、資産を書くのではありませんと、こういうことなのですか。
課税課長	そういう意味ではありません。
委 員	そういう資産を書くのではありませんと、こういうことなのでしょう。
課税課長	そうです。おっしゃるとおりです。

法規担当課長	少し補足をさせていただきますと、ここに書いてある項目は、基本的にはいわゆる確定申告書の項目と、確定申告書に添付されている資料の内容、それが全て委託にかかる個人情報の項目ということで、こちらのほうに出しているものでして、この項目を委託事業者が処理をするということではなくて、こういうものを目にすると言いますか、手にするものです。事業者が転写したり、切り張りして住民税に係る申告の部分を持ってくるという業務の委託ですので、確定申告書の内容そのものと理解いただいたほうがよろしいかもしれません。
委員	そこまで言うと、確定申告書に「暮らし向き」なんていうのはないですよ。
法規担当課長	それは内容ということで、整理をさせていただいているところなのですが、ちょっと表現が適切でないかもしれません。
会長	この「委託に係る個人情報の項目」というのは、私たちが仮に確定申告をしますよね。そうすると委託業者が、これらを見るかもしれないということで掲げているのですか。
課税課長	そうです。確定申告書の添付資料を全てコピーしてくるわけではなく、住民税の賦課のために必要なものだけをコピーしてきます。確定申告書そのものは、複写を持ってくるのですが、添付資料については、見ながら必要なものだけを取ってくるので委託事業者が、全項目見る機会があるということで、委託項目としております。
会長	だけど、先ほどの説明にありましたが、複写になっているでしょう。
課税課長	確定申告書そのものはです。
会長	だからあれがあれば、大体税金を賦課するには間に合うのではないですか。こんなにたくさん事務煩雑にやることはないのではないかな。
課税課長	かなりの部分は確かにそれだけ取ってくればいいのですが、いわゆる土地を売っただの、配当がある場合には、いろいろな添付資料が必要になります。
会長	だけど、資産というのが9にあるでしょう。21、住居の所有なんて重複しているのではないですか。こういう項目は。
委員	こういうことではないのですか。確定申告書に直接記載されていないが、住民税に必要な資料が添付されている場合は、写しを取るなり補記するなりしてきている。いままでは、区の職員が税務署に行って、やっていたが、区の職員では人件費がかかるので、そのパートの人をお願いするのではないのですか。
課税課長	そうです。おっしゃるとおりです。
委員	だから、該当しないものがあれば書かないわけですよ。
課税課長	そうです。
委員	写したものを、チェックしたものを毎日持ってきます、というのでしょうか。
課税課長	はい、区の職員が車で税務署に回収しに行きます。委託業者は、税務署で作業をしてもらうだけです。
委員	この項目ですが、確定申告書には、大体13番目までは書いてありますよね。そのほかでは、災害が起きたときや医療費がかかったときは書類を添付しなければいけないので、これは複写しなければいけないかもしれませんが、ほかの件に関しては、暮らし向きなどというのは確定申告書を見

	てもわからないと思いますし、住居の所在というのも、これはちゃんと書いてあるので、これも用はないですね。同居、別居というのは、これは扶養家族のときの、遠方の親のときの場合にはあると思うのですが、一般の場合には、これはチェックすることもできないと思います。
課税課長	同じ扶養家族でも、同居と同居でないというので控除額が違ってきます。
委 員	違いますね。あれも扶養の母親、父親としてもね。地方でやっているときにはなりますね。
課税課長	そうです。
委 員	同居か別居かは控除額をもってわかるので、これもチェックしなくたって、複写する必要もないと思います。それから、このほかにも学校名とかそんなことだって、税金の申告書の中では出てこないと思うので、本当に必要なものを羅列したほうがいい。これだと全部、申告書に黙って見ても載ってくるようなものとして書いてあるように読めるから、こういうことになってしまうので、本当に必要なものだけを書き直したほうがいいのではないのでしょうか。これは黙っていたって、13番目までは全部コピーしてしまいますよね。ですから、こうやって書くといまのようないろいろな質問も出てきますので、本当に複写しなければいけない、それだけを書いたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。
委 員	それについて意見ですが、23頁の「業務事業の概要」の内容の頭に、「課税に必要な事項を転記または複写する作業を行う」と書いてあるのです。ただ、このやり取りの関係で目に入るから書いたというのは、これは勉強不足でして、必要なことをここに転記してきているわけで、個人情報保護条例で見るから登録するなどというのは1つも書いてないわけですよ。だから、そこのところはもう少し自信を持って答えていただかないと。
委 員	13番までと言うけれど、ほかのも全部必要なのですよ。
課税課長	そうです。
委 員	災害にあえば、災害の減免などがあるし、それから学校名、学年というのは学生がアルバイトをやって、収入が一定限度以内であれば勤労学生の控除を申告するのです。そうすると、詳しく見ていけば、本当に学生アルバイトなのかどうか、こういうことも必要だと思うのです。調べるほうはね。 それから暮らし向きというのは、私はわからないけれども、生活保護を受けていますとか、受けていませんとかね。生活保護を受けていれば、課税のほうが変わってくるわけですよ。
課税課長	非課税になります。
委 員	税金なしということだから、そういう意味で暮らし向きということを考えているのですか。税務署の確定申告書には載っていないのですよ、暮らし向きなんていうのは。
委 員	いま言われたことは、税金申告書のほうにはコピーしてあるのですが、所得証明というのを確定申告書には添付しますよね。
課税課長	給与所得者の場合ですね。
委 員	給与所得者もそうですし、給与でなくても、不動産収入などでも添付しますよね。
課税課長	一定の資料を添付します。

委 員	それには経費を全部計上しなければいけないわけですし、書ききれない場合はカットするかもしれないですが、そういったことに関しては税務署のほうからこちらに来ないと思うので、そういった範囲ならわかると思うのですが、そうすればこれまで細かくどうこうしていたら、事務的にものすごく負担になりますから。
区長室長	<p>ここで言っているのは、区の個人情報保護条例の考え方でいきますと、いわゆる外部委託をする場合に、必要な項目を記録したり、あるいは作業で使ったりする項目については、このように載せています。</p> <p>これは税の場合なら 20 数万世帯あって、52 万人の中で、学生でもアルバイトをしていれば、先ほど委員からお話があったように申告します。そうすると、いまは姉から仕送りを受けている。あるいは我々ぐらいの人でも、病気で仕事をしていないけれど、どなたからか仕送りを受けて、こういったことをやっている。あるいは生活保護の場合もあります。そういった所得形態ですとか、資産形態というのは、非常に多様なのです。それがいろいろな形で、この確定申告なり添付資料がありますから、それをここで最大限網羅するような形で、ここに記載しているということで、ご理解していただければよろしいのではないかと、私どもとしては考えています。</p>
会 長	ほかにございますか。
委 員	確定申告の書類に書いてある、あるいは添付されているものを、項目を書いているということなので、会長からもあった暮らし向きというのは、確定申告に書くような欄があるのですか。添付するような欄というのは。
課税課長	区民税関係にそういう欄があるということです。
委 員	区民税関係の書類には、暮らし向きを書くような欄があるのですか。
課税課長	あります。
委 員	区民税関係の書類に書く欄は、税務署のほうに行っているわけですか。
課税課長	いえ、それは行っていません。
委 員	区民税関係にしか書く欄がないのに、税務署に行って転写するというのはおかしいのではないかと。区民税にあるなら、これは区役所のほうで内部処理できるわけでしょう。その辺が矛盾しているように思えてよくわからないので、聞きたいのですが。
委 員	区民税と所得税で、控除するところが違うのです。
委 員	ですから、いま言っているのは、その「暮らし向き」という欄が税務署に出す書類にはないのに、税務署に行って転写するというのはおかしいのではないかと。区民税にあるなら、これは区役所のほうで内部処理できるわけでしょう。
課税課長	文言的には、この「暮らし向き」という言葉は使っていないのですが、内容的に整理して、このように出させていただいたのですが、例えば収入は年金で暮らしていると、暮らし向きというのは、一般的には働いてもらっているケースが多いのです。例えば不動産の。
委 員	それは先ほどおっしゃった、税務署の申告書に書いてある項目を写しているということだから、その書いてある項目には、「暮らし向き」という項目がないのに。
課税課長	確定申告書にそういった項目はないですね。
委 員	確定申告書にそういう欄がないのに、ここに書いてあるかどうかよくわ

	からなかったので質問しました。
会 長	どうでしょうか。例えば確定申告との関係でいけば、出てくるのは 13 番までですよ。所得税のほうで出てきて。あと 14 ぐらいのところ、必要経費、これは出てくる、相続分とか。人によっては 20 番以外は出てきませんよ。
委 員	問題は、暮らし向きで、あとは全部必要ですから。
委 員	いろいろな項目があるのを上手にまとめてわかりやすくしたのだけれど、言葉の使い方がまずくて、20 番は「暮らし向き」なんて書いてしまったものだから、皆さんからご質問がたくさん出たので、これは書き方を変えたらどうですか。
委 員	普通は「主たる生計の手段」とか、そういうふうに書いてあります。
委 員	そうすれば区民の方々は、ご理解いただけるのではないですか。これが公開されたときも。
委 員	確かに「暮らし向き」というのは表現がわかりにくいと思うのですが、いまの生活形態を見ていると、ニートだとかフリーターだとか、新しいことがいっぱい出ているのです。それをひっくるめれば、あなたはニートですか、フリーターですかと、聞けるかどうかということが問題になるわけです。そこまで察してこういう表現にせざるを得ないというのであれば、特に問題視することではなくて、一応これは全部使うわけではないですから、あくまで注釈を付けて「これは全部使うのではありませんよ」ということを理解した上で、これをそのまま進めるなら進めてもらいたいと思います。会長にはその辺の判断をよろしくお願いします。
会 長	はい。「主たる生計の手段」と言うとき、フリーター等々の意味も込めているのだということはあるのですが、そのように理解して、次へ進むということによろしいですか。
会 長	では、だいぶ時間がかかりましたが、ほかにございますか。
委 員	23 頁に「課税課職員の事務の負担軽減を行うため当該作業を外部に委託する」という理由になっていますが、これまでのやり取りを聞いていると、人件費の節約というように解釈してよろしいということですか。
課税課長	おっしゃるとおりです。
委 員	それについて意見を言ってもいいですか。私の友人のお嬢さんが経済学部におりましたときに、よく杉並税務署で確定申告の時期にアルバイトをしておりました。申告内容をよく喋っておりましたので、アルバイトさんに「どこそこの企業のなんとか役の人は年収 3,000 万円」とか、そういうことを言わないような指導をされる必要があると思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
法規担当課長	補足して説明をさせていただきますと、これは所管から聞いている数字ですが、現在は杉並税務署と荻窪税務署に職員が 12 人、アルバイトが 7 人という体制で、両税務署に行っております。今回の諮問でご了承いただきますと、アルバイトと委託とを併用になるのですが、税務署に派遣する職員の数を 4 人くらいに減らすことができます。その分は本庁のほうでの、窓口での対応や電話での対応、ちょうど確定申告の時期とも重なっていますので、そちらへ職員を振り向けることができますので、そういうメリット、効果が出てくるということです。

会 長	では、ほかになければ諮問 36 から諮問 41 まで決定ということにさせていただきます。
諮問第 42 号、諮問第 43 号、報告第 35 号、諮問第 44 号、諮問第 45 号	
会 長	次に諮問 42 号、諮問 43 号、諮問 44 号、諮問 45 号、報告 35 号について一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 42・43 号、報告 35 号、諮問 44・45 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問ございますか。
委 員	27 頁の 93 番、資格証サインはどういうことですか。
国民健康保険課長	資格証サインというのは、保険料を滞納された方に資格証明書というものを保険証に代えて発行します。それがあかないかということを表示する、そのサインのことを指します。
会 長	ほかにごございますか。
委 員	確認ですが、36 頁の諮問 45 の規模の中で、知的障害者対象数 220 人、すぎのき生活園、あけぼの作業所とあります。同じ知的障害者の施設としてひまわり作業所もあるわけですが、この対象に入っていないというのはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたいのです。60 何名かいるはずなのですが。
障害者施設課長	ひまわり作業所は、220 名の中には入っています。失礼いたしました。括弧の中の記載として追加をお願いいたします。
委 員	では、あけぼの作業所の中の 1 作業所という考えでいいわけですね、関連しているわけだから。
障害者施設課長	はい、ご指摘のとおりです。
委 員	個人情報登録票の中に、内心等の情報の項目に、趣味・特技とありますが。
会 長	何頁ですか。
委 員	32 頁、33 頁、34 頁にもあります。内心等の情報のところの趣味ですが、特技というのは理解できるのですが、趣味というのは思想とか信条の範囲に深く関係しているのではないかと思います。「資格」とか「特技」とするほうが、公にも利用できる項目ではないかと思います。どういうことで趣味が入ってくるのか、ご説明をお願いします。
障害者施設課長	ボランティアさんを登録するにあたって、その方の趣味として外出、いろいろな所へ散歩とかそういうものが趣味だというような方については各施設で行っている外出、個別外出支援のガイドヘルパーのボランティアをやっていただくとか、そういうねらいがあって、「趣味」という項目を入れてさせていただいているところです。あとは、例えば歌を歌うという趣味のある方については、音楽療法というわけではありませんが、外出のときにその歌を披露していただいて、利用者の方々になごんでいただく。そのようなねらいがあります。
委 員	いまの件で参考に申し上げたいのですが、ひまわり作業所については私どもが直接関わっている作業所です。特に、この「趣味」とか「特技」というのは、彼らを癒す手段としては非常に重要な項目です。あえてここに入れていただいたということは、私ども直接関わっている者としては、非常に良い項目と思っています。
会 長	ほかにごございますか。

	それでは特にございませんので、諮問 42 号、諮問 43 号、諮問 44 号、諮問 45 号は決定、報告 35 号は報告を受けたことにします。
	報告第 36 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号、諮問第 48 号
会 長	最後ですが、報告 36 号、諮問 46 号、諮問 47 号、諮問 48 号について、事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告 36 号、諮問 46 号について説明。
情報システム課長	諮問 47 号、諮問 48 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問ございますか。
委 員	市販のソフトの具体的な名前、それから図書ボランティアの対象者は具体的にどなたになるのかを教えていただきたいのですが。
学校運営課長	いま図書システム検討部会で様々なソフトを比較検討しておりまして、現在採用を予定しているソフトについては岡山情報処理センターの「探調（タンチョウ）」について検討しています。 ボランティアの対象ですが、いま 3 校のモデル校で考えている図書ボランティアについては保護者、PTA です。PTA と嘱託の先生、退職後に嘱託を 5 年間され、その後ということで、元の嘱託の教員ということで予定しています。
委 員	41 頁の学校図書ボランティアの件ですが、この図書ボランティアというのは校長が承認するとありますが、決定する、選ぶのは校長ではなく教育委員会とかそういうことなのでしょうか。
学校運営課長	あくまで学校ごとに図書ボランティアの選任を行っていただきますので、最終的に校長が決定をいたします。
委 員	選ぶのも校長先生ですか。
学校運営課長	主に P T A が中心になると思いますが、その学校の P T A の特に図書の関心のあるお母さん方、またはお父さん方が協力を申し出て、校長が承認するという形になります。
委 員	学校コーディネーターという言葉を図書館協議会に所属している私の団体のメンバーから聞きましたが、この学校コーディネーターという方はどういう立場関係になるのでしょうか。
学校運営課長	社会教育分野の詳細については存じあげないのですが、主に地域と学校を結びつける、コーディネーターという役割ではないかと考えています。
委 員	学校コーディネーターの方は、このことには関与しないということですか。
学校運営課長	学校長の判断でお願いする場合もあるかと思いますが、直接的に依頼するという関係にはなっておりません。
委 員	先ほど対象者が保護者ということで、私の子どもが通っている学校でも、大体保護者の有志で構成されているのですが、これは承認というよりも、申し出をした場合に了承という形だと思うのです。ですから校長先生のほうから承認というような表現とはちょっと違うのかなという気がします。 もう 1 つ、電算化が進んでいくと、なかなかこういう有志のお母さん方も出にくい状況の中で、余計にハードルを高くしてしまう恐れはあるのではないのでしょうかということですが。
学校運営課長	もちろん申し出が前提になるものと考えています。その後で、あくまで個人情報を扱うということから、それにふさわしいかどうかという判断は

	<p>校長に委ねているということです。ですから了承という言い方が適切かどうかわかりませんが、いずれにしてもそのような判断の下で登録をしていただく形になるかと思います。</p>
委 員	<p>そういう判断って、かなり難しいような気がするのですが、その人の内面というか、どういうことを目的としてとか、そこまでは分からないわけですね。例えば、情報自体もそれほど難しい情報ではないのかなという気はしますが。</p> <p>もう一つ、電算化によってどれだけ学習効果があるか。それもちょっとお伺いしたいのですが。いままでも手作業でやっていた内容とほとんど変わらないような感じがして、強いて言えば、感想文の作成及び閲覧ですか。こちらぐらいではないかという気がするのです。これも直接その保護者の方がされるのか、例えば図書室で子どもたちが書いてきたものをインプットしていくのか、そこら辺のことも教えていただきたいのですが。</p>
学校運営課長	<p>まず保護者の方の負担ということだと、主に個人情報の修正とか登録については、学年進行に応じて教諭がやるようになるわけです。保護者、ボランティアの方をお願いする分というのは、貸出業務、返却業務になりますので、簡単にそのバーコードをなぞっていただいて、貸出しをする。また返してもらうと、そういった扱いになりますので、それほど困難な仕事ではないと思います。</p> <p>効果については、こちらでまず図書館業務の迅速化、効率化ということで、特に図書ごとの利用頻度が明らかになると統計処理ができるということです。このため、あまり見られなくなった図書については廃棄を進めていかないといけない部分がありまして、そのような図書管理業務が持続するという効果があります。</p> <p>また件名検索ということで、要するに児童用図書のそれぞれページに応じた内容が登録されていまして、例えば調べもの学習においてこういった項目を調べたいといった場合に、書名だけでしか検索できないのですが、内容に応じてそういった内容が載っている図書が一覧で出てくる。そのようなインターネットによる検索効果が高いということがあり、調べもの学習等の効果は非常に上がってくることが期待されています。</p>
委 員	<p>図書ボランティアのする作業というのはお薦め情報を作成したり、子どもにこういう本を読んだらどうという指導をしたりとか、そういうことはしないのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>そういったものも可能になっていまして、感想文とか推薦文というのは、主に教諭が入力するのですが、場合によっては学校からの依頼によりボランティアの方が図書に応じてお薦め情報を入れということもあるうかと思えます。</p>
委 員	<p>そうしますと、ある程度その図書に関する知識があったり、子どもと本の話をする経験があるとか、ある基準がないと、なかなかこれはできないのではないかと思うのですが、その基準の内定とか何か作業は進んでいるのでしょうか。</p>
学校運営課長	<p>依頼する際の運用規定ということも考えていまして、そういった中には主に個人情報の保護についての認識を深めていただくということが中心になっています。資格を持っている親御さんも最近は増えていますので、も</p>

	<p>ちろんそれは前提条件にはなりません、やはりそういった関心の高い親御さん、PTAの方、また退職された先生方というのが対象になるかと思っています。</p>
委員	<p>登録に関して誰が何を登録するとか、そういう所の線引きがちょっと曖昧なような気がするのです。例えば保護者だったら貸出業務だけとか、先生がやる場合はこういう所まで兼務するとか、やはり業務の線引きをきちんとしたほうが良いような気がするのですが。</p>
学校運営課長	<p>このシステムは利用者用と管理用の画面というのは分かれていて、通常教諭が立ち合わないで、ボランティアもしくは子どもたちの図書委員が扱う画面と、実際に個人情報を入力したり修正したりする画面は分かれています。その管理権限によって開くことができたり、できなかったりということが明確にできるシステムになっています。図書ボランティアの方には、基本的には個人情報の入力修正はできない権限で、従事していただきたいと考えています。</p>
委員	<p>読ませる本によっては子どもの知識とか考え方というものはいろいろな方向に振れますね。例えば読書指導をするとか、こんな本を読んだらどうか、何かそういうアドバイスというのはやはり教員とか、学校図書司書とか何か専門的な技術を持った人をお願いしないと、ちょっと不安だなという気はするのです。現実には子どもをめぐるいろいろな問題も起きていますから、責任能力というものもある程度必要なのではないかと思いますが、その辺はこれから検討なさるといことなのではないでしょうか。</p>
会長	<p>それは、ここでの議論と少しずれてしまいますね。図書館のボランティア活動をどういうふうにやっていくかというのは、先ほど出た運用規定で、きちんと区のほうではやられる予定というか、それは出来ているわけでしょう。</p>
学校運営課長	<p>運用規定については定めています。また誓約書についても、定めています。実際の運用については学校長の判断に委ねる部分が多いかと思っています。</p>
会長	<p>ここではやはり項目として、情報保護は特に図書の貸出等々についてどうであるかという点でご議論をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>43 頁ですが、感想文とか推薦文というのは、先ほどボランティアの人が何か感想文を書くとか、推薦文を書くというようなことを話されたと思うのです。それとも、これは読んだ人が感想文なりとかを入れるのですか。</p>
学校運営課長	<p>書籍の情報検索にあたりまして、その図書に感想文の欄または推薦文の欄があり、例えば、こちらは夏期の推薦図書ですよとか、または先生が読んだら、こういった内容でしたよというようなことが載せられるシステムになっているということです。</p> <p>また感想文というのは、主に児童・生徒がこの本を読んで、こういう感想を持ったと。その場合に、個人名等の個人情報は入れないで、その内容だけを入力する。また教諭が判断して、この感想文が非常に参考になるので載せるというようなことで、実際すべてを載せるわけではなく、教諭の判断を加えながらその感想文を載せて、後々の検索に役立てるといことと考えています。</p>
委員	<p>今回、試験的に2、3校でのモデル実施ということですが、このねらい</p>

	<p>というのか、将来的には各校の図書館等をつないでいくということも目指しているのか。それとも、個々の整理のために、とりあえず電算化していくということなのか。</p>
学校運営課長	<p>いま区の実施計画を改訂中ですが、その中で各学校の校内 LAN の敷設については平成 18 年度以降順次進めていこうと考えています。特に図書室のインターネットが必要になるということで、その先駆けとしてこの 3 校のモデル実施での結果を見て、平成 18 年度以降の校内 LAN の敷設の方法を検討してもらいたいということです。</p>
委員	<p>少し意見として申し上げたいのですが、学校図書の蔵書の管理とか、子どもたちの調べ学習の向上とか、本に親しむということの質をもっと上げていくことが必要だと思っていました。このことでやはり良い結果が出て、そしていま学校図書というのは関わる周囲の人間によって非常に質にばらつきがありますので、全体がレベルアップしていくこと。それから学校の校長の裁量、あるいは地域の P T A の考え方が反映されたものになるのだと思うのです。ただ、個人情報という部分では一定程度のルールをしっかりと提示しながら、進めていっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>38 頁の事業の内容の 2 番目に、「対象は、概ね 55 歳以上の高齢者」とあるのですが、55 歳は高齢者でしょうか。退職間もない人というのも 60 前後だと思うのですが、60 前後でも、ちょっと高齢者と言うのは。</p>
高齢者施策課長	<p>通常高齢者としては 60 歳を大体基本に考えているところですが、現在若年の退職者の方も増えていらっしゃいますので、今回の講座の中身等を考えた場合はもう少し年齢も下げて、55 歳ぐらいを対象にしたいという考え方で設定したものです。高齢者という表現は、そういう意味では適切でないのかもしれませんが。失礼しました。</p>
委員	<p>学校図書ボランティアの具体的なイメージですが、現在、図書館などでパソコンの横に座って本の貸出しをしているような、あんなふうな作業をするというふうにイメージしてよろしいのでしょうか。</p> <p>それから、39 頁の高齢者施策課の個人情報登録票の内心等の情報の枠に、「趣味」という項目がありますが、これはどんなふうにお使いになるのでしょうか。以上 2 点、お願いいたします。</p>
学校運営課長	<p>図書ボランティアについてですが、おっしゃるとおり図書室にありまして、昼休みとか放課後、また休憩時間などに子どもたちに図書の貸出し、図書の案内を行うというような業務を想定しています。</p>
委員	<p>対面ということになるわけですね。</p>
学校運営課長	<p>はい、対面です。</p>
高齢者施策課長	<p>趣味についてですが、趣味娯楽の部分で、今回の場合はなるべく就職等に結びつけられるような相談にしていきたいということで、その方の情報をできる限り把握した上で、より専門的技術的な助言をしていきたいという観点から、趣味というものを入れさせていただいています。</p>
委員	<p>はい、分かりました。</p>
委員	<p>42 頁と 43 頁の問題ですが、端的には先ほど話題になった 8 番の感想文・推薦文の話です。電算に入力するときに 1～7 と 9 までは、左の外部委託の個人情報項目と一致しているのですが、感想文と推薦文を電算に入力す</p>

	<p>るといのは、感想文・推薦文があるということを入力するのか、あるいは感想文なら感想文が書いてある、何頁になるかわかりませんが、何頁にも及ぶ情報そのものを電算で入力するのか。そこら辺がちょっと曖昧だなというか、分からないなということです。</p> <p>また感想文・推薦文はこれとはちょっと別な形、図書館の業務処理システムとしては合っていると思いますが、8番がこの1～9の間に入るというのはちょっとおかしいのではないかと私は思うのですが、その辺どうなのでしょう。</p>
学校運営課長	<p>感想文・推薦文についてですが、先ほどボランティアの方も推薦文を書くことがあると申しましたが、基本的には教諭の判断で、教諭が認めたものについてのみ、感想文・推薦文を載せるということでありまして、ボランティアの方に入れていくというようなことは想定していません。訂正させていただきます。その意味で委託項目から除いている、ということになります。</p>
委 員	<p>41頁のセキュリティ対策で、最後のほうに「利用者貸出データは返却処理時に消去する」と書いてありますね。それとの関連はどうなのですか。</p>
学校運営課長	<p>感想文・推薦文については書誌データに対する追加項目でして、こちらの利用者貸出データのほうは、個人情報の部分ですので、それとの結びつきはないということです。感想文についても児童名等は載せない、誰の感想文かわからないようにして入力することになります。貸出データについてはいま中央図書館でもそうですが、基本的には思想・信条の部分がありますので、この本を借りたか借りなかったかという記録については、返却時に消去することを想定しています。</p>
委 員	<p>ですから余計43頁の電算入力1～9の中の、8番目に入るというのは何かちょっと不可解かなと。いま話されたことから言えば、感想文とか推薦文は別枠のもの、本そのものに対するデータとして出てくるわけですね。個人に関するデータではなくて、ある書籍についてこういう感想文がありますという形で、利用者氏名とか所属学年とか、そういう残りの8項目とは全然別枠で処理されるべきものではないでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>少し分かりにくい書き方になっていたかと思っています。確かに1番から4番、これは一連の情報として個人に関わる情報です。貸出・予約図書情報ですとか、この辺までは個人に関わってどういったものを借りるかということになっています。電算入力記録票というのは記録の形態がそれぞれ、この場合はおそらくこの8番というのは、いま担当の課長が申し上げたとおり、本に関わる情報ということです。1番とか2番、3番の個人に関わる情報とはまた別の次元で管理をされる形になろうと。ただ、この電算入力記録票としてはシステムの中で記録する項目の1つですので、まとめてここに書かさせていただいたということです。このため少し分かりにくいかもしれません。申し訳ございません。</p>
委 員	<p>だから、何で8番目なのか。9番目だったら分かるのです。入学年度との間に入っていることが左の外部委託との整合性としても合わないわけです。9番目あるいは10番目と、別だよという形になればいいのですが、間に入ってしまったわけですね。</p>
情報システム課長	<p>そのとおりだと思います。分かりました、申し訳ありません。</p>

会 長	いまの点は、この9番と8番とを入れ替えますか。
情報システム課長	はい、お願いします。
会 長	ほかにございますか。 では質疑ないようですので、報告36号は受けたことにいたします。諮問46号、諮問47号、諮問48号は決定ということにいたします。
会 長	そうしますと報告、諮問事項の審議はこれで終わります。
委 員	全体を通じてちょっと意見があるのですが、よろしいですか。ご覧のとおり、外部委託が非常に多いわけですね。他の地方自治体の状況は、外部委託の際に不注意で個人情報記録した伝票とか一覧表の紛失が最近非常に多いのです。その意味では、杉並区から委託をされる場合に委託条件は様々ありますけれども、特に紛失防止については万全を期すよう指導していただきたい、こういうふうに思います。以上です。
委 員	諮問36号は結論として、どういう扱いになったのでしょうか。
会 長	区民証の発行の件ですね。先ほど決定ということにしましたが。
委 員	私は反対です、差し戻してください。
会 長	1名反対ということですね。分かりました。では、諮問36号については1名反対ありということで記録をしてください。 それでは、一括して答申ということになると思うのですが、事務局からの答申案文を配付してください。
(答申案文の配付)	
会 長	いま配られた案文でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会 長	事務局から区長あてにこの答申書を送付してください。
(答申書・区長室長に手渡し)	
会 長	今日の審議はこれで終わりますが、その他事務局から何かございますか。
法規担当課長	事務連絡の前に一点だけご説明をさせていただきたいと思います。 本日席上にパンフレットを配付させていただきました。時間があれば内容を説明させていただこうと思いましたが、もう時間がございませんので、後ほどご覧になっていただければと思います。内閣府の国民生活局が作りました「個人情報保護法とは？」というタイトルで、内容は主に民間の事業者、個人情報取扱事業者を対象にした啓発用パンフレットです。 また、次回の審議会の日定ですが、今回は平成17年2月16日(水)午後2時から開催いたしますので、ご予約のほうよろしくお願いたします。
区長室長	本日は大変ありがとうございました。審議会の進め方、また個人情報に関する慎重な取扱いのことなどのご指摘もございましたが、本年1年間、委員の皆様よりいただきましたご指摘や、ご指導を深く受け止め、来年はさらに気持を新たにして、この個人情報審議会の運営に努めて参りたいと思います。本当にどうもありがとうございました。
会 長	本日の審議会は、これで終了いたします。